

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要

(我が国に生息する希少種の保護)

(外国産の希少種の保護)

- ◎レッドリストの作成
- ◎レッドデータブックの作成

ワシントン条約附属書 I 掲載種

二国間渡り鳥等保護条約 (協定) 通報種

国内希少野生動植物種 (89種)

国際希少野生動植物種 (688種類)

個体等の取扱規制

- (法九条) 捕獲等の禁止
- (法十七条) 販売目的の陳列の禁止
- (法十二条) 譲渡し等の禁止
- (法十五条第一項) 輸出入の禁止

- (法十七条) 販売目的の陳列の禁止
- (法十二条) 譲渡し等の禁止
- (法十五条第二項) 輸出入時の承認の義務付け

生息地保護

- 生息地等保護区の指定
- 環境大臣指定
 - 環境省 (地方環境事務所) が保護管理
- 9 地区指定 (885.48 ha)

保護増殖

- 保護増殖事業計画
- 49種・亜種に関する計画策定
- 環境省 (+各省) が策定 (告示)
 - 環境省の保護増殖事業

下記の場合例外的に譲渡し等が可能

環境大臣 (又は登録機関) の「登録」を受けた場合 (第 12 条第 1 項 5号)

象牙等で全形を保持しないものを譲渡する場合 (第 12 条第 1 項 第 3号)

当該象牙等が適正に入手されたものである旨の環境大臣等の「認定」 (第 33 条の 7)